



目 次

告 示	ページ
◎寄附金税額控除の対象となる寄附金（控除対象寄附金）の指定（税 務 課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定（福祉指導課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出（ " ）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（ " ）	1
○保安林の指定予定の通知（治山林道課）	1
◎急傾斜地崩壊危険区域の指定（防災砂防課）	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立認証の申請（2件）（県民生活・男女共同参画課）	2・4 掲示
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	3
○土地改良区の清算人の退職（ " ）	3
○共同施行土地改良事業の工事の完了（ " ）	3

告 示

高知県告示第107号

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第39条の2第3号エの規定により控除対象寄附金の指定をしたので、高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第34条の3第4項の規定により次のとおり告示する。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 控除対象寄附金の指定年月日

- 平成21年2月4日
- 2 控除対象寄附金の名称又はこれに準ずるもの
独立行政法人国立高等専門学校機構に対して支出された寄附金で、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号）第12条第1項第1号から第4号までに掲げる業務に充てられるもの
 - 3 控除対象寄附金に係る法人の名称、代表者の職名及び氏名、主たる事務所の所在地並びに県内の主たる業務を行う事務所又は事業所の名称及び所在地
 - (1) 法人の名称
独立行政法人国立高等専門学校機構
 - (2) 代表者の職名及び氏名
理事長 河野 伊一郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
東京都八王子市東浅川町701-2
 - (4) 県内の主たる業務を行う事務所又は事業所の名称及び所在地
独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校南国市物部乙200番1

高知県告示第108号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定による医療機関として、次のとおり指定した。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
竹本歯科診療所	香美市土佐山田町東本町二丁目2-45	平21・1・1
岡西歯科診療所	香美市土佐山田町神母ノ木377-8	" " "
エール薬局れい	長岡郡本山町本山580-1	" " "

高知県告示第109号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称	医 療 機 関 の 所 在 地	廃 止 年 月 日
竹本歯科診療所	香美市土佐山田町東本町二丁目2-45	平20・12・31

岡西歯科診療所 香美市土佐山田町神母ノ木377 " " "
- 8

有限会社レイホ 長岡郡本山町本山580番地1 " " "
ク薬局

高知県告示第110号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成20年12月1日	特定非営利活動法人高知県介護の会 四万十市国見929番地1	小規模多機能施設えびす 四万十市国見929番地1 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護
"	佐川町 高岡郡佐川町甲1650番地2	介護老人保健施設希望 高岡郡佐川町甲1687番地 短期入所療養介護
平成21年1月7日	金澤 洋一	金澤薬局 高岡郡中土佐町久礼6444番地4 居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

高知県告示第111号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所
四万十市大西ノ川字大石森1187の1（次の図に示す部分に限る。）・字フキハラ1192の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 次の森林については、保安林の機能の維持又は強化を図るために樹種又は林相を改良することが必要であり、かつ、当該改良のためにする伐採が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められるときは、当該指定の日から10年を超えない期間内に行う伐採については、イにかかわらず、主伐として伐採をすることができる。
字大石森1187の1、字フキハラ1192の1
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第112号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県幡多土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

四万十市大ツエ

(1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	四万十市大屋数字中川原	41-1
2	〃 〃 字フダマツ	681-1
3	〃 〃 〃	〃
4	〃 〃 〃	〃
5	〃 〃 〃	681-6
6	〃 〃 字モモゴモリ	683-10
7	〃 〃 字大ツエ	74-ロ
8	〃 〃 〃	73-ロ

9	〃	〃	〃	72-1
10	〃	〃	字タニガタ	89
11	〃	〃	字アカバタケ	684-1
12	〃	〃	〃	〃
13	〃	〃	字シウダイ	135
14	〃	〃	字タニガタ	91
15	〃	〃	字ウワ井ノ森	134-27
16	〃	〃	字シウダイ	139-1
17	〃	〃	〃	139-3
18	〃	〃	字ウワ井ノ森	134-25

(2) 区域

標柱1から9までを順次に直線で結んだ線及び標柱9と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内、標柱10から14までを順次に直線で結んだ線及び標柱14と10を直線で結んだ線により囲まれた区域内並びに標柱15から18までを順次に直線で結んだ線及び標柱18と15を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。ただし、昭和49年4月建設省告示第654号で指定した大つえ川及び支川砂防指定地を除く。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年2月4日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年2月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在	定款に記載された目的

申請のあった年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成21年2月4日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成21年2月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成21年2月4日	特定非営利活動法人地域支援農業	宇田 尚郎	安芸市井ノ口乙395番地2	この法人は、中山間地域における地域農業を通じた地域活性化を目指して、農業関係者等に対し、農産物、特産

サロン	品の広報活動や販売活動、農業指導、環境整備等を行う。また、障害者や高齢者が農産物や特産品販売を行うことにより地域での交流活動を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
-----	---

- 2 事業名
馬路村馬路地区土地改良事業
- 3 工事完了年月日
平成20年2月4日

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、うしろ台土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

|    |       |              |
|----|-------|--------------|
| 役名 | 氏名    | 住所           |
| 監事 | 古味 孝雄 | 香南市赤岡町 2092  |
| 〃  | 弘田 秋雄 | 〃 野市町中ノ村1225 |

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、うしろ台土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住所
黒瀬 正	香南市野市町中ノ村 711-1
田中 盛勝	〃 〃 中山田 368
近森 正子	〃 〃 大谷 1071
恒石 謙	〃 〃 兔田 152-1
野崎 勝久	〃 〃 土居 980
立仙 雅勇	〃 〃 中ノ村 310-5
長尾 勝正	〃 〃 〃 834
片岡 健次	〃 赤岡町 2051

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により、共同施行土地改良事業の工事の完了を次のとおり公告する。

平成21年2月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事業主体名  
馬路村馬路土地改良共同施行